

指定管理者制度導入施設一覧表（2024年4月1日現在）

No	施設名	指定管理者	指定期間	公募または指名理由 (指名については 「指名する場合の合理的理由」による)
1	須坂市ふれあい健康センター（湯っ蔵んど）	蔵のさと温泉共同企業体	2017年4月1日から 2027年3月31日まで	公募（1団体応募）
2	須坂市文化会館（メセナホール）	一般財団法人 須坂市文化振興事業団	2024年4月1日から 2029年3月31日まで	(3)
3	須坂市美術館等文化施設（須坂版画美術館・平塚運一版画美術館、岡信孝コレクション須坂クラシック美術館、小池千枝コレクション世界の民俗人形博物館、須坂市歴史的建物園）	一般財団法人 須坂市文化振興事業団	2024年4月1日から 2029年3月31日まで	(3)
4	須坂市峰の原高原クロスカントリーコース	須坂市峰の原高原クロスカントリー場維持管理組合	2024年4月1日から 2029年3月31日まで	(3)
5	須坂市蔵のまち観光交流センター	信州須坂観光協会	2024年4月1日から 2029年3月31日まで	(3)
6	特定公共賃貸住宅及び公営住宅法に基づく市営住宅等を除くその他の市営住宅等	長野県住宅供給公社	2024年4月1日から 2029年3月31日まで	(3)
7	須坂市技術情報センター	特定非営利活動法人 信州SOHO支援協議会	2023年4月1日から 2026年3月31日まで	(3)
8	須坂市勤労青少年ホーム創造の家	一般社団法人 須坂市スポーツ協会	2020年4月1日から 2025年3月31日まで	(3)
9	須坂市南部児童センター、須坂市東部児童センター、須坂市北部児童センター、須坂市放課後児童クラブ	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	2020年4月1日から 2025年3月31日まで	公募（4団体応募）
10	須坂市老人ディサービスセンター すえひろ	(福) 須坂市社会福祉協議会	2021年4月1日から 2026年3月31日まで	(2), (3)
11	須坂市老人福祉センター くつろぎ荘	(福) 須坂市社会福祉協議会	2021年4月1日から 2026年3月31日まで	(2), (3)
12	須坂市福祉ボランティアセンター	(福) 須坂市社会福祉協議会	2021年4月1日から 2026年3月31日まで	(2)
13	須坂市屋内ゲートボール場 ふれあい	須坂市シニアクラブ連合会	2021年4月1日から 2026年3月31日まで	(1)
14	ぶどうの家	(福) 須坂市社会福祉協議会	2021年4月1日から 2026年3月31日まで	(2)
15	須坂市福祉会館	社須高広域シルバー人材センター	2021年4月1日から 2026年3月31日まで	(2)
16	須坂ひだまり作業所	(福) 夢工房福祉会	2021年4月1日から 2026年3月31日まで	(2)
17	福島人権ふれあいセンター	部落解放同盟須坂市協議会	2021年4月1日から 2026年3月31日まで	(3)
18	二睦学習センター	部落解放同盟須坂市協議会	2021年4月1日から 2026年3月31日まで	(3)
19	須坂市豊丘活性化施設	豊丘地域活性化連絡協議会	2021年4月1日から 2026年3月31日まで	(1)
20	須坂市米子農村公園	米子区	2021年4月1日から 2026年3月31日まで	(1)
21	須坂市塩野ふれあい広場	塩野町区	2021年4月1日から 2026年3月31日まで	(1)

No	施設名	指定管理者	指定期間	公募または指名理由 (指名については 「指名する場合の合理的理由」による)
22	須坂市そのさと有機センター	ながの農業協同組合	2021年4月1日から 2026年3月31日まで	(3)
23	須坂市勤労者研修センター	連合長野須高地域協議会	2021年4月1日から 2026年3月31日まで	(3)
24	須坂市シルキーホール	須坂市観光協会	2021年4月1日から 2026年3月31日まで	(3)
25	須坂市旧小田切家住宅	一般財団法人 須坂市文化振興事業団	2021年4月1日から 2026年3月31日まで	(3)
26	豊洲防災コミュニティセンター	北相之島区	2021年12月15日から 2032年3月31日まで	(1), (3)
27	須坂市営駐車場	須坂市街地活性化協議会	2022年4月1日から 2027年3月31日まで	公募 (2団体応募)
28	須坂市子育て就労総合支援センター	株式会社Goolight	2022年6月1日から 2027年3月31日まで	(8)
29	須坂市賑わい創出拠点やまじゅう	合同会社U. I. international	2022年7月1日から 2025年6月30日まで	公募 (1団体応募)

公募によらずに指定管理者を選定する場合の合理的理由

- (1) 地域コミュニティの醸成、市民活動の促進や施設の有効活用等を図るために、地域の住民や施設利用者等により構成される団体が管理運営することが適当であると認められる場合
- (2) 障害福祉施設等で、現在の施設利用者の意見を聴取する等により状況を把握して考慮した上、現在の団体が引き続き管理運営することが適当であると認められる場合
- (3) 当該施設の設置経緯や施設の権利関係等を考慮し、当該施設に関連する団体が管理運営することが適当であると認められる場合
- (4) P F I 事業によりその全部又は一部を整備した施設について、当該 P F I 事業者が管理運営を行わせようとする場合
- (5) 指定管理者を選定後、指定管理業務開始までの間に、当該候補者を指定することが不可能になった場合又は選定の基準に適合しなくなった場合
- (6) 指定管理者の指定を取り消した場合に、当該指定管理者が管理していた施設について、直ちに指定管理者を指定しなければ著しく公益を損なうと認められる場合
- (7) 再指定において、市が求めるサービスレベルを十分満たした上で適切な運営を行っており、かつ、市民から高い評価を得ていた場合
- (8) 須坂市産官共創事業として認定された事業者が管理運営を行わせようとする場合